別表二十付表三　記載要領

1　この表は、内国法人が法第82条の２第１項（国際最低課税額）の規定の適用を受ける場合において、同項各号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等（法第82条第17号（定義）に規定する無国籍会社等に該当するものに限る。）に係る同項に規定する会社等別国際最低課税額があるときに記載すること。

2　「対象会計年度別再計算課税額　⑺」、「対象会計年度別再計算課税額　⑭」及び「対象会計年度別再計算課税額　⑵」の各欄は、法第82条の２第２項第４号ロ又は第４項第４号ロに規定する政令で定める金額を記載すること。

3　「永久差異調整に係る国際最低課税額　⑵」の欄は、法第82条の２第２項第６号ハ又は第４項第６号ハに掲げる金額を記載すること。